

NASDAQ・ジャパン市場外国株市場に係る上場審査基準及び上場廃止基準

	スタンダード					グロース	
	上場審査基準			上場廃止基準		上場審査基準	上場廃止基準
	1	2	3	1	2		
純資産の額	6 億円	18 億円		4 億円		純資産 4 億円 又は 時価総額 50 億円	純資産 2 億円 かつ 時価総額 35 億円
時価総額			75 億円 又は 75 億円かつ 75 億円		50 億円 かつ 50 億円又は 50 億円	利益の額 7,500 万円	利益の額 5,000 万円
総資産・売上高							
利益の額	1 億円						
浮動株式数	1,100 単位	1,100 単位	1,100 単位	750 单位	1,100 単位	1,000 単位	500 単位
公開株式数	500 単位					500 単位	
設立後経過年数		2 年				1 年又は 時価総額 50 億円	
浮動株時価総額	8 億円	18 億円	20 億円	5 億円	15 億円	5 億円	1 億円
本邦内株主数	400 人	400 人	400 人	300 人	300 人	300 人	200 人

(注) 1 スタンダード銘柄の場合、上場審査基準の 1 , 2 又は 3 のいずれかを満たすことで上場することができ、上場廃止基準の 1 及び 2 の両方に該当した場合に上場廃止となる。

2 総資産・売上高及び利益の額の取扱いは次のとおりである。

(1) 上場審査基準においては、直前事業年度において所要の額に満たない場合でも、最近 3 事業年度のうち最初の事業年度及び次の事業年度においてそれぞれ所要の額以上である場合には基準に適合するものとする。

(2) 上場廃止基準においては、直前事業年度において所要の額を下回ったときにおいて、最近 3 事業年度のうち最初の事業年度又は次の事業年度のいずれかの事業年度において所要の額を下回っている場合に、基準に該当したものとする。

3 株式数については、所要の単位数に本所が定める売買単位（例：株価が 500 円未満の場合は 1,000 株）を乗じた株式数とする。

4 浮動株式とは、役員及び上場株式数の 10% 以上の株式を保有する株主以外が保有する株式をいう。

5 本邦内株主とは、本所が定める売買単位以上の株式を保有している本邦内に住所又は居所を有する者をいう。